

# 中小企業振興助成制度のご案内

## 新居浜市中小企業振興条例補助対象一覧表

(令和2年度版)

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度額
共同施設設置事業	商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びこれに準ずる団体がアーケード等の共同施設を設置したとき。	事業費の30%以内 9,000万円限度
CHANGЕ 事業所設置事業	中小企業者が事業所を設置したとき。 (固定資産評価額500万円以上の建物が対象)	固定資産評価額の100分の2.8以内 1,000万円限度
空き店舗活用事業	中小企業者及び商店街振興組織等の団体が、別に定める地域で空き店舗を改装して店舗を設置したとき。	30万円を超えた事業費の100分の20以内 100万円限度
新製品開発事業	中小企業者(団体)が新製品の研究開発を行い、完成したとき。	事業費の100分の20以内 200万円限度
共同研究事業	中小企業者(団体)が学術機関と共同研究を行い、完了したとき。	事業費の100分の50以内 100万円限度
倒産防止対策事業	中小企業者が倒産防止共済法による共済金の貸付を受けたとき。	貸付額の100分の10以内 50万円限度
	中小企業者がはじめて倒産防止共済に加入し、1年間掛金を納付したとき。	掛金月額(4万円限度、契約成立月から1年間限り)の100分の20以内 9万6千円限度
CHANGЕ 人材養成事業 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業団体が経営者及び従業員のために研修を実施したとき。</li> <li>●中小企業の経営者及び従業員が市(えひめ東予産業創造センター、新居浜ものづくり人材育成協会)、国及び県が設置した機関で研修を実施したとき。</li> <li>●中小企業の経営者及び従業員が別に定める職種や等級の技能検定試験を受験し、合格証書の交付を受けたとき。</li> </ul>	事業費の100分の50以内 100万円限度
市場開拓及び 催物等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業団体が販路拡大のため物産の紹介、各種見本市等の催物を行ったとき。</li> <li>●中小企業者(団体)が新製品その他新居浜ものづくりブランド認定製品等の販路開拓のための事業を行ったとき。</li> <li>●中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行ったとき。</li> </ul>	事業費の100分の50以内 100万円限度
インターネットショップ等 活用販路拡大事業	中小企業者(団体)がインターネットショップ及びインターネットショッピングモールを活用して商品又はサービスの販路拡大のための事業を行ったとき。(出店から1年間に要した費用が対象)	事業費の100分の50以内 20万円限度
CHANGЕ 生産性向上機器導入事業	中小企業者(団体)が生産性の向上に資する機器を導入したとき。	事業費下限を100万円とし、 事業費の100分の20以内 200万円限度
NEW IT・IoT導入事業	中小企業者(団体)が生産性の向上に資するITツール※2及びIoTを導入したとき。	事業費下限を100万円とし、 事業費の100分の30以内 200万円限度
CHANGЕ 雇用促進事業	中小企業者が新たに新規学卒者又はUIJターン者(市外に1年以上住所を有した後、本市に転入した者)を1人以上採用し、その後引き続き1年を超えて雇用したとき。	従業員1人につき20万円 100万円限度
CHANGЕ 人材確保事業	中小企業者が人材確保を図るため、大手就職情報サイトに登録して求人情報等を発信する事業を行ったとき。	事業費の100分の50以内 30万円限度
	中小企業者が市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき。	事業費の100分の50以内 30万円限度
労働環境改善事業	中小企業者(団体)が従業員の労働環境改善のための事業を行ったとき。	事業費下限を100万円とし、 事業費の100分の10以内 500万円限度
女性活躍環境整備推進事業	中小企業者(団体)が女性の活躍を推進する環境を整備するための事業を行ったとき。	事業費の100分の50以内 200万円限度

※1：外国人労働者が、研修を受講したり、資格を取得された場合も対象になりました。

※2：生産性向上に資するITツールとは、国のIT導入補助金が補助対象としているITツールになります。

### <申請方法>

原則として、事業完了後30日以内に申請をお願いします。補助金の対象となるか(業種等によっては補助の対象とならない場合があります)、申請方法など詳細については、産業振興課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 新居浜市役所 産業振興課 TEL 65-1260